



# 秋田県公報

目 次

---

ページ

選挙管理委員会告示

秋田県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日(三〇)…………… 1

秋田県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準日等(三一)…………… 1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百四十四条の二第五項の規定により、平成十七年三月三十一日と定めただので告示する。

平成十七年三月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第三十一号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における選挙人名簿の基準日、登録日及び縦覧期間を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第十四条第二項の規定により、次のとおり定めただので告示する。

平成十七年三月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 基準日 平成十七年三月三十日(年齢については四月十七日)

二 登録日 平成十七年三月三十日

三 縦覧期間 平成十七年三月三十一日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄